

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

八 都 第 号
令和 3 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八戸市
住 所 青森県八戸市内丸一丁目 1 - 1
代表者氏名 八戸市長 小林 眞

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて、申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項をすべて記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年〇月〇〇日

（名称）八戸市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
八戸市地域内フィーダー系統確保維持計画
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p> <p>○南郷地域は、旧八戸市、旧南郷村が合併した場所であり、南郷地域から八戸市内に移動するバス路線が3路線（市ノ沢線（地域間幹線系統）、荒谷線、大野線）、地域内を運行するコミュニティバス6路線、コミュニティタクシー2路線ある。</p> <p>○荒谷線は南郷地域（合併以前の旧南郷村）と八戸市中心部を結ぶ路線であり、南郷地域の島守地区と是川地域から市の中心部への移動手段として利用されているが、南郷地域の利用者は少なく、人口が集積している是川地域から八戸市中心部間の利用が大半を占めている。</p> <p>○長大ルートに対して利用者が少ないため欠損額が大きく、八戸市の財政支援を得ながら運行を維持してきたが、利用者が減少傾向であること、バス事業者の運転手不足等の事情があることから廃止の検討に至った。</p> <p>○南郷地域には、地域間幹線系統である市ノ沢線も運行しており、南郷地域から八戸市中心部へは地域内のコミュニティバス・タクシーを活用すれば、移動手段は確保されていることから、市ノ沢線の活用を含めた一体的な再編・見直しを行った。</p> <p>○通勤通学を考えると、南郷コミュニティタクシーはコミュニティバスが運行していない時間帯（朝・夕）において、路線バス（市ノ沢線、荒谷線）に接続しており、市野沢・島守地域のそれぞれの地域から八戸市街地へ移動するための手段として必要である。</p> <p>○このため、地域公共交通確保維持事業により、南郷コミュニティタクシーの路線を確保・維持することで、特に、通勤・通学に関する住民の生活交通手段を存続させて行くことが必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p> <p>（1）事業の目標</p> <p>○令和3年度 ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上</p> <p>○令和4年度 ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上</p> <p>○令和5年度 ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上</p> <p>（2）事業の効果</p> <p>南郷コミュニティタクシーを改善することにより、南郷地域の荒谷方面から八戸市内までの移動手段が確保され、通勤や通学が可能な公共交通環境の整備を図ることができる。 また、荒谷線の廃止後においても、地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <p>○高校生向けの通学カタログを作成し、南郷地域の公民館やスーパー等への掲出の他、荒谷方面の各戸へ配布を行うとともに、荒谷方面の中学校で説明会を行う。（八戸市）</p> <p>○南郷コミュニティタクシーの活用方法等について、市WEBサイトや市広報紙で周知を行う。（八戸市）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p>

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
八戸市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
三八五交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められたシステムの概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
<p>○平成30年6月18日（八戸圏域地域公共交通再編実施計画策定（2次再編）に係る第3回路線バス事業者検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県北自動車(株)南部支社より補助をもっともらえなければ、荒谷線廃止の要望説明。 <p>○令和元年7月23日（第1回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線及びコミュニティバス交通の現状確認 <p>○令和2年3月16日（第2回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線及びコミュニティバス交通の現状確認 <p>○令和2年4月23日（第3回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線廃止による市内路線への影響確認 <p>○令和2年6月24日（第4回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線廃止による南郷地域内への影響確認 <p>○令和2年7月6日（第5回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線廃止による南郷地域内への影響確認（コミュニティバス実証運行） <p>○令和2年8月5日（第6回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシーの再編検討 <p>○令和2年10月13日（第7回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線廃止に伴う影響の再確認及びコミバス実証運行の結果確認 <p>○令和3年1月25日（第8回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシー実証運行について協議 <p>○令和3年2月17日（第4回八戸市地域公共交通会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシー運行回数の変更協議 ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認 	
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>荒谷線廃止に係る路線バスの乗降調査（令和元年10月及び令和2年6月）を実施した際、旧南郷村及び旧八戸市内の利用者に可能な限りヒアリングを実施し、廃止による影響を確認した。</p> <p>それにより、旧南郷村からの利用者は、南郷コミュニティタクシーで代替えでき、旧八戸市内の利用者は、その他のバスダイヤの調整で対応が可能という事が明らかになったため、ダイヤ調整を実施する。</p> <p>また、南郷コミュニティバス及びタクシーの実証運行を実施した際に、通学利用者のことを考えると、帰りの便を1便増やして欲しいとの意見があったことから対応する計画とした。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	八戸市都市整備部都市政策課、八戸市総合政策部南郷事務所

交通事業者・交通施設管理者等	岩手県北自動車株式会社 南部支社、十和田観光電鉄株式会社、八戸市交通部、公益社団法人 青森県バス協会、八戸市タクシー協会、国土交通省 青森河川国道事務所 八戸国道出張所、青森県 三八地域県民局 地域整備部 道路施設課、八戸市 建設部 道路維持課、青森県 八戸警察署、東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社
地方運輸局	青森運輸支局
その他協議会が必要と認める者	八戸市老人クラブ連合会、八戸市社会福祉協議会、青森県交通運輸産業労働組合協議会、利用者代表、八戸工業大学教授、青森県(オブザーバー)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 八戸市内丸一丁目 1- 1

(所 属) 八戸市 都市整備部 都市政策課

(氏 名) 相模 将喜

(電 話) 0178-43-9124

(e-mail) toshisei@city.hachinohe.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
八戸市	三八五交通(株)	(1) 島守地域コミュニティ タクシー	島守地域	—	市ノ沢	4.6km	114日	171回	○	区域	①・②(1)	地域間幹線系統市 ノ沢線と市ノ沢バス 停で接続	②
		(2) 市ノ沢地域コミュニ ティタクシー	市ノ沢地域	—	市ノ沢	4.6km	34日	34回	○		①		②
	(3)												
	(4)												

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

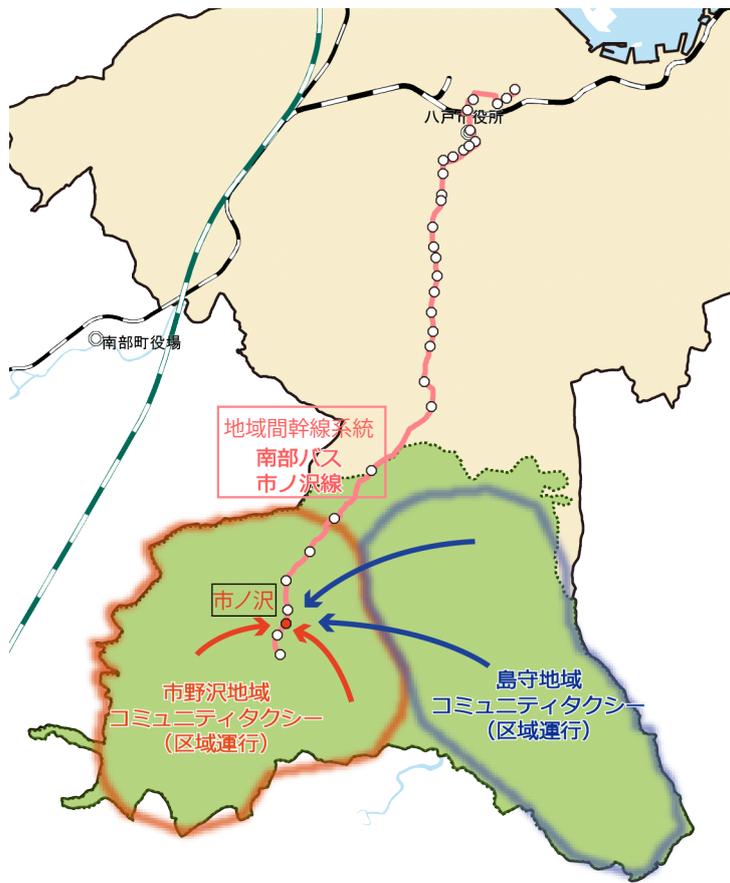


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八戸市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	75,204 ※平成27年国勢調査
交通不便地域	5,331

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
5,331	南郷地域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通網形成計画、地域公共共通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
八戸圏域地域公共交通再編実施計画(3次再編)	R3.3. ○	令和3年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
5,331	5,331人 × 240円 + 610万円	7,379,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

